

低炭素建築物の認定制度について

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）が施行され、「低炭素建築物」の認定制度が創設されました。

認定制度の概要

建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられ、所管行政庁の認定を受けることにより、容積率の特例や税制優遇が受けられる制度です。

認定の対象

市街化区域または用途地域の指定区域内の一戸建ての住宅や共同住宅等の住宅及び店舗や事務所等の非住宅など、全ての建築物が対象になります。

認定の基準

認定基準は次のとおりです。

(1) 基本方針

都市の低炭素化に関する基本的な方針への適合

(2) 定量的評価項目

省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量がマイナス10%以上断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準への適合

(3) 選択的項目

節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策等の措置
(8項目中2項目以上の適合)

(4) 資金計画

工事を確実に遂行するための資金計画の作成

優遇措置等

認定を受けた建築物については、以下の優遇措置があります。

- (1) 所得税控除における優遇措置（住宅のみ）
- (2) 登録免許税の優遇措置（住宅のみ）
- (3) 容積率の特例

認定申請にあたって

認定申請に先立って、審査機関の技術審査を受けることができます。この審査機関が交付する適合証を認定申請書に添付することにより、技術審査を活用できるほか、認定手数料が減額されるなどのメリットがあります。

注意

- ・認定申請は工事着工前に行う必要があります。着工後の申請は受付できません。
- ・認定を受けた低炭素建築物の工事が完了した際は、速やかに「工事完了報告書」を申請窓口に提出してください。

この制度の詳細は、県のホームページ「低炭素建築物の認定制度について」をご覧ください。アドレスはこちらです。<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/teitanso.html>

○問い合わせ・申請提出先（建築確認申請の窓口とは異なります。）

広島県土木建築局建築課 建築指導グループ 082-513-4183（ダイヤルイン）

住所：広島市中区基町10番52号（北館5階）

（県管轄は、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市を除く市町です。（三次市内）の建築基準法第6条第1項4号の建築物については、限定特定行政庁の三次市が管轄しています。）

認定手数料（事前審査有りの場合）

■ 認定手数料※の一覧

建物区分	住 宅				非住宅	
	住戸部分		共用部分			
手数料区分	総戸数		延べ床面積		延べ床面積	
新規認定	単位（戸）	金額（円）	単位（㎡）	金額（円）	単位（㎡）	金額（円）
	戸建	5,000	300 以下	10,000	300 以下	10,000
	戸=1	5,000	300 超 2,000 以下	29,000	300 超 2,000 以下	29,000
	2~5	10,000	2,000 超 5,000 以下	87,000	2,000 超 5,000 以下	87,000
	6~10	17,000	5,000 超 10,000 以下	138,000	5,000 超 10,000 以下	138,000
	11~25	29,000	10,000 超 25,000 以下	174,000	10,000 超 25,000 以下	174,000
	26~50	49,000	25,000 超	218,000	25,000 超	218,000
	51~100	87,000				
	101~200	138,000				
	201~300	174,000				
301~	186,000					

- ※ ・手数料は認定を受けようとする建物・住戸の延べ床面積・総戸数に応じて、それぞれ合算した額となります。
 ・事前審査がない場合の手数料は「広島県手数料条例」をご覧ください。

■ 認定手数料の算定例

凡例 認定部分

共同住宅全体の認定

（例）

- 総戸数 8 戸
- 共用部の延べ床面積 300 ㎡

住戸	住戸	共用部
住戸	住戸	
住戸	住戸	
住戸	住戸	

	適用	手数料
住戸部分	6~10 戸	17,000 円
共用部分	300 ㎡以下	10,000 円
合 計		27,000 円

共同住宅の住戸の認定

（例）

- 総戸数 4 戸

住戸	住戸	共用部
住戸	住戸	
住戸	住戸	
住戸	住戸	

	適用	手数料
住戸部分	2~5 戸	10,000 円

所管行政庁連絡先一覧

所管行政庁	担当窓口	電話番号
広島市	都市整備局指導部建築指導課	082-504-2288
呉市	都市部建築指導課	0823-25-3512
福山市	建設局建築部建築指導課	084-928-1104
東広島市	都市部建築指導課	082-420-0956
三原市	都市部建築指導課	0848-67-6122
尾道市	都市部建築課	0848-38-9245
廿日市市	建設部都市・建築局建築指導課	0829-30-9191
三次市	建設部都市建築課	0824-62-6385